

第二百二十三号議案

箕面市手話言語条例制定の件

箕面市手話言語条例を次のように定める。

令和五年十一月二十九日提出

箕面市長 上 島 一 彦

箕面市条例第 号

箕面市手話言語条例

目次

前文

第一章 総則（第一条―第八条）

第二章 手話の利用環境の整備等（第九条―第十一条）

第三章 雑則（第十二条）

附則

手話は言語である

手話は、音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系を持つ言語である。手話を使うろう者にとって、手話は、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な意思疎通のための手段である。

しかしながら、手話は、過去にろう学校において使用が禁止される等、ろう者にとって必要な言語として認められてこなかった長い歴史がある。そのため、ろう者にとっては、自らの言語で意思疎通を図ることができないなど、日常生活又は社会生活を営む上で様々な困難を余儀なくされてきた。

我が国が批准した障害者の権利に関する条約において、「言語」とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう。」と定義された。これにより、手話は言語であることが、国内外で広く認められることとなつ

た。

箕面市は、ろう者が日常生活又は社会生活を営む上で大切な言語である手話に対する市民の理解を深め、ろう者があらゆる機会で手話を使用し、意思疎通を図ることができる社会を目指し、この条例を制定するものである。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、手話への理解の促進及び手話の普及に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者等の役割を明らかにするとともに、手話に関する施策の基本的事項を定めることにより、手話に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって全ての人々が支え合い、共に生き、共に暮らす地域社会を実現することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 ろう者 手話を言語として日常生活又は社会生活を営む聴覚障害者をいう。
- 二 事業者等 市内に事務所又は事業所を有し、事業を行う個人及び法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。）をいう。
- 三 学校等 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、同法第二百二十四条に規定する専修学校（高等課程を置くものに限る。）、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第六項に規定する認定こども園及び子ども・子育て支援法（平成二

十四年法律第六十五号) 第七条第五項に規定する地域型保育事業を行う事業所をいう。

四 合理的な配慮 障害者が他の者との平等を基礎として全ての人權及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であつて、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。

(基本理念)

第三条 手話を利用する機会の確保は、市民が障害の有無にかかわらず相互の違いを理解し、その個性と人格とを互いに尊重することを基本として行われなければならない。

2 手話を利用する人が有している障害の特性に応じて意思疎通を円滑に図る権利は、最大限尊重されなければならない。

3 手話の普及は、手話が独自の言語体系及び歴史的背景を有する文化的所産であると理解されることを基本として行われなければならない。

(市の責務)

第四条 市は、前条の基本理念にのっとり、次に掲げる施策を推進するものとする。

- 一 手話言語の国際デー等の機会を活用した手話に対する市民及び事業者等の理解を促進するための施策
- 二 ろう者が、手話を選択して利用する機会が確保され、情報を取得し、及び利用することができる環境の整備を促進する施策
- 三 市が主催する行事等において、手話通訳者の配置を進める施策

(市民の役割)

第五条 市民は、次に掲げる事項に努めるものとする。

- 一 手話に対する理解を深めること。

- 二 ろう者が、手話を選択して利用する機会が確保され、情報を取得し、及び利用することが、ろう者の日常生活及び社会生活にとって必要不可欠であることを理解すること。
- 三 相互に手話を利用することを尊重すること。
- 四 手話の普及及び利用の促進に係る市の施策に協力すること。

(事業者等の役割)

第六条 事業者等は、次に掲げる事項に努めるものとする。

- 一 手話に対する理解を深めること。
- 二 ろう者が、手話を選択して利用する機会が確保され、情報を取得し、及び利用することが、ろう者の日常生活及び社会生活にとって必要不可欠であることを理解すること。

三 ろう者が手話を利用できるよう、合理的な配慮を行うこと。

四 手話の普及及び利用の促進に係る市の施策に協力すること。

(意見の聴取)

第七条 市は、箕面市障害福祉計画等の策定又は変更の機会において、第四条各号に規定する施策の内容の検討及び見直しを行うに当たり、ろう者並びにその他の関係者及び関係団体の意見を聴くものとする。

(財政上の措置)

第八条 市は、第四条各号に規定する施策を推進するため、予算の範囲内において、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

第二章 手話の利用環境の整備等

(手話を学ぶ機会の提供)

第九条 市は、市民及び事業者等が手話に対する理解を深めるとともに、手話を習得できる環境を整備するため、関係機関と協力して、市民及び事業者等に手話を学ぶ機会を提供するものとする。

2 市は、前項の手話を学ぶ機会を提供するに当たり、難聴者及び中途失聴者の参加に必要な配慮を行うものとする。

(学校等による手話に対する理解の促進)

第十条 市は、学校等が手話に対する理解の促進を図る機会を提供するため、学校等に対して情報の提供、技術的な助言その他必要な支援を行うものとする。

(事業者等による手話に対する理解の促進)

第十一条 市は、事業者等が手話に対する理解の促進を図る機会を確保するため、事業者等に対して情報の提供、技術的な助言その他必要な支援を行うものとする。

第三章 雑則

(委任)

第十二条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、令和六年一月一日から施行する。

(提案理由)

本市の障害者施策におけるノーマライゼーションの理念に基づき、手話に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、ろう者があらゆる機会を手話を使用し、意思疎通を図ることができる地域社会の実現を目的として、本条例を制定するものである。

第二百二十四号議案

箕面市障害者情報コミュニケーション促進条例制定の件

箕面市障害者情報コミュニケーション促進条例を次のように定める。

令和五年十一月二十九日提出

箕面市長 上 島 一 彦

箕面市条例第 号

箕面市障害者情報コミュニケーション促進条例

目次

前文

第一章 総則（第一条―第八条）

第二章 意思疎通手段の利用環境の整備等（第九条―第十五条）

第三章 雑則（第十六条）

附則

障害者の情報の取得及び意思疎通を促進する

障害者は、視覚、聴覚、言語機能、音声機能等の障害を含む身体障害、知的障害、発達障害を含む精神障害等の特性に応じ、多様な意思疎通のための手段を必要としているが、そのことに対する周囲の理解は十分でなく、選択の機会も十分に確保されておらず、多くの障害者は、不便や不安を感じながら生活している。

我が国では、障害者の権利に関する条約の趣旨に沿った障害者施策の推進を図るため、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）において、「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。」と規定された。

箕面市は、全ての人が支え合い、共に生き、共に暮らす社会こそが当たり前の社会であるというノーマライゼーションのまちづくりを推進している。この理念に基づき、障害の有無にかかわらず、全ての人が当たり前、自らが望む意思疎通のための手段を選択する機会が確保され、日常生活又は社会生活の中で情報を取得し、及び利用し、並びに意思疎通を図ることが出来る社会を目指し、この条例を制定するものである。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、障害の特性に応じた意思疎通のための手段についての基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者等の役割を明らかにすることで、それぞれが障害者の意思疎通に関する社会的障壁の除去に努め、障害の特性に応じた意思疎通のための手段を利用しやすい環境を構築し、もって全ての人が支え合い、共に生き、共に暮らす地域社会を実現することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

三 意思疎通手段 手話、要約筆記等の文字の表示、筆談、点字、拡大

文字、音声、朗読、代読、代筆、触覚を使った意思疎通、平易な言葉
その他障害者が日常生活又は社会生活において使用する意思疎通の手
段をいう。

四 事業者等 市内に事務所又は事業所を有し、事業を行う個人及び法
人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。）をいう。

五 学校等 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定
する学校、同法第二百二十四条に規定する専修学校（高等課程を置くも
のに限る。）、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十九
条第一項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の
総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二
条第六項に規定する認定こども園及び子ども・子育て支援法（平成二
十四年法律第六十五号）第七条第五項に規定する地域型保育事業を行
う事業所をいう。

六 合理的な配慮 障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及
び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ
適当な変更及び調整であつて、特定の場合において必要とされるもの
であり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。

七 意思疎通支援者 手話通訳者、要約筆記者、点訳者、音訳者、盲ろ
う者向け通訳・介助員、代読代筆者その他障害の特性に応じた意思疎
通のための手段を用いて障害者の意思疎通を支援する者をいう。

八 災害 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条
第一号に規定する災害をいう。

（基本理念）

第三条 意思疎通手段の選択及び利用の機会の確保は、市民が障害の有無
にかかわらず相互の違いを理解し、その個性と人格とを互いに尊重する

ことを基本として行われなければならない。

- 2 意思疎通手段を利用する人が有している障害の特性に応じて意思疎通を円滑に図る権利は、最大限尊重されなければならない。

(市の責務)

第四条 市は、前条の基本理念にのっとり、次に掲げる施策を推進するものとする。

- 一 意思疎通手段に対する市民及び事業者等の理解を促進するための施策

- 二 障害者が、意思疎通手段を選択して利用する機会が確保され、情報を取得し、及び利用することができる環境の整備を促進する施策

- 三 市が主催する行事等において、意思疎通支援者の配置を進める施策
- 四 災害その他非常の事態が発生した場合において、障害者が安全を確保するために必要な情報を迅速かつ的確に伝えられるようにするための施策

(市民の役割)

第五条 市民は、次に掲げる事項に努めるものとする。

- 一 意思疎通手段に対する理解を深めること。
- 二 障害者が、意思疎通手段を選択して利用する機会が確保され、情報を取得し、及び利用することが、障害者の日常生活及び社会生活にとって必要不可欠であることを理解すること。

- 三 相互に意思疎通手段を利用することを尊重すること。

- 四 意思疎通手段の普及及び利用の促進に係る市の施策に協力すること。

(事業者等の役割)

第六条 事業者等は、次に掲げる事項に努めるものとする。

- 一 意思疎通手段に対する理解を深めること。

二 障害者が、意思疎通手段を選択して利用する機会が確保され、情報を取得し、及び利用することが、障害者の日常生活及び社会生活にとって必要不可欠であることを理解すること。

三 障害者が意思疎通手段を利用できるよう、合理的な配慮を行うこと。

四 意思疎通手段の普及及び利用の促進に係る市の施策に協力すること。

(意見の聴取)

第七条 市は、箕面市障害福祉計画等の策定又は変更の機会において、第四条各号に規定する施策の内容の検討及び見直しを行うに当たり、障害者並びにその他の関係者及び関係団体の意見を聴くものとする。

(財政上の措置)

第八条 市は、第四条各号に規定する施策を推進するため、予算の範囲内において、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

第二章 意思疎通手段の利用環境の整備等

(意思疎通手段を学ぶ機会の提供)

第九条 市は、市民及び事業者等が意思疎通手段に対する理解を深めるとともに、意思疎通手段を利用しやすい環境を整備するため、関係機関と協力して、市民及び事業者等に意思疎通手段を学ぶ機会を提供するよう努めるものとする。

(学校等による意思疎通手段に対する理解の促進)

第十条 市は、学校等が意思疎通手段に対する理解の促進を図る機会を提供するため、学校等に対して情報の提供、技術的な助言その他必要な支援を行うものとする。

(事業者等による意思疎通手段に対する理解の促進)

第十一条 市は、事業者等が意思疎通手段に対する理解の促進を図る機会を確保するため、事業者等に対して情報の提供、技術的な助言その他必

二 障害者が、意思疎通手段を選択して利用する機会が確保され、情報を取得し、及び利用することが、障害者の日常生活及び社会生活にとって必要不可欠であることを理解すること。

三 障害者が意思疎通手段を利用できるよう、合理的な配慮を行うこと。

四 意思疎通手段の普及及び利用の促進に係る市の施策に協力すること。

(意見の聴取)

第七条 市は、箕面市障害福祉計画等の策定又は変更の機会において、第四条各号に規定する施策の内容の検討及び見直しを行うに当たり、障害者並びにその他の関係者及び関係団体の意見を聴くものとする。

(財政上の措置)

第八条 市は、第四条各号に規定する施策を推進するため、予算の範囲内において、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

第二章 意思疎通手段の利用環境の整備等

(意思疎通手段を学ぶ機会の提供)

第九条 市は、市民及び事業者等が意思疎通手段に対する理解を深めるとともに、意思疎通手段を利用しやすい環境を整備するため、関係機関と協力して、市民及び事業者等に意思疎通手段を学ぶ機会を提供するよう努めるものとする。

(学校等による意思疎通手段に対する理解の促進)

第十条 市は、学校等が意思疎通手段に対する理解の促進を図る機会を提供するため、学校等に対して情報の提供、技術的な助言その他必要な支援を行うものとする。

(事業者等による意思疎通手段に対する理解の促進)

第十一条 市は、事業者等が意思疎通手段に対する理解の促進を図る機会を確保するため、事業者等に対して情報の提供、技術的な助言その他必

要な支援を行うものとする。

（意思疎通手段による情報発信等）

第十二条 市は、市が主催する不特定多数の参加者を対象とする行事等において、手話、要約筆記等の意思疎通手段による情報発信が必要であると市長が判断した場合は、意思疎通支援者を配置するものとする。

2 市は、市が作成する広報紙等について、点字又は音声媒体による情報提供を行うものとする。

3 市は、市が作成する個人を対象とする通知文書等について、点字による情報提供を行うよう努めるものとする。

4 市は、障害者が市の機関又は窓口において手続、相談等を行うときは、障害の特性に応じた意思疎通手段を利用することができるよう、必要な措置を講ずるものとする。

（意思疎通支援）

第十三条 市は、障害者が医療機関を受診するとき等、障害者の日常生活及び社会生活において手話、要約筆記等の意思疎通手段による支援が必要であると市長が判断した場合は、意思疎通支援者の派遣を行うものとする。

（意思疎通支援者の配置支援）

第十四条 市は、障害者団体等が主催する行事等において、当該行事等が障害者の社会参加の促進に資するものであると市長が判断した場合は、手話通訳者、要約筆記者等の意思疎通支援者の配置を支援するものとする。

（意思疎通支援者の確保及び養成）

第十五条 市は、関係機関と協力して、手話通訳者、要約筆記者等の意思疎通支援者の確保及び養成に努めるものとする。

第三章 雑則

(委任)

第十六条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、令和六年一月一日から施行する。

(提案理由)

本市の障害者施策におけるノーマライゼーションの理念に基づき、障害の特性に応じた意思疎通手段を利用しやすい環境を構築することにより、情報を取得し、及び利用し、並びに意思疎通を図ることができる地域社会の実現を目的として、本条例を制定するものである。